

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(11月分)

■令和7年11月1日～令和7年11月30日

令和7年11月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月7日	特定商取引法改正の検討する場を速やかに設置することを要望します	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	2025年6月、消費者庁は「デジタル社会における消費取引研究会」報告書をまとめ、デジタル社会の特性とリアルでの消費取引との相違点について報告している。報告書記載の通り、消費取引のデジタル化により、個別化された商品・サービスでの販売手法(パーソナライズド・マーケティング)など、これまでの通信販売規制では捉えきれない課題があり、定期購入トラブルでは、消費者が定期購入であることを認識しないまま商品を注文してしまう、解約しようにも事業者と連絡が取れないなど、いわゆるダークパターンの手法が多用されている。加えて最近の特徴的な被害として、高齢者宅を訪問し、不要な屋根工事や外壁塗装工事を勧説し、すんなり高額な費用を請求する事例や、SNSを契機として勧説される詐欺的な投資取引も報道されている。悪質な事業者を排除できる社会構築のための法整備が必要であり、消費者保護強化の観点から特定商取引法の見直しが急務であると考える。「デジタル社会における消費取引研究会」報告書では、「消費者が『納得感』を持って取引に参加することができる消費取引市場の形成を目指す」ことが打ち出され、内閣府消費者委員会の「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」報告書では、多様な脆弱性を有する消費者が安心して安全に取引できる環境整備を法制度の目的に捉えている。いずれの報告書も、現行制度の限界と消費者被害の未然防止・迅速な救済のための対応の必要性を示していると考えられる。昨今のデジタル取引の進展と消費者被害の実情に鑑みて、特定商取引法を柔軟かつ実効性のある内容に速やかに改正するべきであり、消費者庁には、一刻も早く検討の場を設けることを強く要望する。
11月25日	【参考送付】「デジタル社会における消費者取引研究会」報告書に関する意見書	京都弁護士会 会長 池上哲朗	<はじめに>消費者庁において2024年6月に設置された「デジタル社会における消費取引研究会」において2025年6月19日付で報告書が取りまとめられた。本研究会の委員構成や内容には消費者保護の観点等から意見の理由記載の問題があるため当会として意見の趣旨を提言する。 <意見の趣旨>1. 本研究会の委員には、消費者法の研究者や消費者被害の現状の実態を知る人物はおらず、消費者保護の観点からの検討が十分されていないため、新たに消費者法の研究者や消費者被害の実態に精通している弁護士等の委員を選任し、再度検討を行うべきである。なお、当該再検討は、「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」での検討、報告書、消費者委員会の答申を踏まえて行うべきである。 2. 消費者庁は、特定商取引法等の改正又は新法の成立のいずれかであるかを問わず、不公正な取引方法に対する一般的、横断的な行為規制の導入を含む検討を速やかに行うべきである。 <最後に>研究会の構成、運営、及び報告書の内容は、消費者庁及び消費者委員会設置法3条および消費者基本法2条の基本理念に基づき明示された国の責務及び消費者庁の任務を蔑ろにするものであり、消費者庁の存在意義を根底から揺るがしかねないものである。消費者庁においては、今一度、消費者庁の使命を確認し、消費者庁全職員が、その行動指針に則った行動を行うよう徹底すべきである。 その上で、消費者取引におけるデジタル化への対応について、新たに委員を選任し直し、消費者庁の任務、使命に適合した形で、改めて検討を行うべきである。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月7日	食料、農業政策に関する要望～消費者と生産者を守り持続可能な農業政策の推進を求めます～	主婦連合会 会長 河村真紀子	新政権は、前政権の下で掲げられた「コメの増産、価格抑制」の路線を180度転換し、「生産調整、価格維持」へ舵を切ると発表した。主食のコメに関する政策が、国民への十分な説明もなく、短期間でこれほど変わることに不信と不安を覚える。EUなどでは農家の所得を補いながら市場競争を維持し、消費者の負担を増やすことに農家を守るという取組みが定着している。主食のコメについては、消費者が払える価格と、生産者にとって必要な価格のギャップを埋める必要があり、それこそが政治の役割と考える。生産者にも消費者にも先の見通せる政策を打ち立てていただきたい、以下のことと要望する。 1. コメの価格維持のための生産調整(減産)ではなく、農家への価格保障や所得補償によるゆとりある安定供給の形を実現すること。 2. 輸入依存の食料政策を改め、「食料・農業・農村基本計画」に明記された、カロリーベースで2030年に45%という自給率目標の達成を確実なものとするための政策を農政の重点に据えて、すみやかに実施すること。 3. 命の源である食料を安易に貿易交渉の取引材料としないこと。 4. 物価高騰で苦しむ人々を支えるための食料支援の制度を整備し、速やかに実施すること。 5. 生産者の減少をくい止める政策を推進すること。例えば、若者の農業参入を促進する経済的支援、教育プログラムの拡充、女性や高齢者がより従事しやすい農業支援などを推進すること。 6. 小中学校給食の無償化、質・量の担保をすみやかにすべての自治体で実現できるよう国が支援すること。また学校給食の地産地消と有機食材の活用を広げるために必要な働きかけを積極的に行うこと。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から7件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:1件 表示関係(食品表示を除く):1件 食品表示関係:1件 公益通報者保護制度関係:1件 その他:3件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。